

自動車整備事業者の皆様へ

車検切れ自動車・解体済自動車等に係る 取扱いについてのお知らせ

栃木県

1 概要

令和7（2025）年4月1日からの、車検切れや解体済の状態にある自動車の取扱いについて、お知らせします。

2 主な取扱い内容

区分	取扱い内容
車検切れ	○車検有効期限から6か月以上経過しても車検を更新せず、今後も使用しないもの、 <u>かつ、抹消登録を行うことが困難であることにつき、やむを得ない理由があるもの</u> について、 <u>申出に基づき</u> 、いわゆる「税止め」を実施する。 ○納付済である場合、車検切れ日に遡り、還付を行う。 <u>※車検有効期限が、令和6（2024）年10月1日以降であるものに限る。</u>
解体済	○リサイクルシステムにおいて「解体済」が確認できるものについて、 <u>申出に基づき</u> 、いわゆる「税止め」を実施する。 ○納付済である場合、 <u>引渡日に遡り</u> 、還付を行う。 <u>※解体日が、令和7（2025）年4月1日以降であるものに限る。</u>

※申出がない場合は、従来どおり登録の有無に基づき課税の判断を行いますので、引き続き適切に抹消登録等を行ってください。
※上記の他に、「登録はあるものの、車両としての実態がない自動車」に係る取扱いについて、上記に準じた取扱いをします。

3 お問い合わせ先

この内容についてのお問い合わせは、お近くの県税事務所へご連絡ください。

宇都宮県税事務所 <収税部> 028-626-3029	矢板県税事務所 <収税課> 0287-43-2171
鹿沼県税事務所 <収税課> 0289-62-6201	大田原県税事務所 <収税課> 0287-23-4171
真岡県税事務所 <収税課> 0285-82-2135	安足県税事務所 <収税課> 0283-23-1411
栃木県税事務所 <収税課> 0282-23-3411	